

第二十二回国会 通信委員會議録第十四号

(二〇五)

昭和三十年五月二十三日(月曜日)

午後一時五十九分開議

出席委員

委員長 松前 重義君
理事 藤田 憲三君 理事 濱地 文平君
理事 廣瀬 正雄君 理事 橋本登美三郎君
理事 井手 以誠君 理事 松井 政吉君
秋田 大助君 宇田 耕一君
川崎末五郎君 竹内 俊吉君
佐々木三三君 成田 知巳君
森本 靖君 前田榮之助君

出席政府委員
郵政大臣 松田竹千代君
出府政府委員
郵政事務次官 早稲田柳右衛門君
委員外の出席者
専門員 稲田 纏君
専門員 山戸 利生君
専門員 吉田 弘苗君
専門員 中村 寅市君

五月二十一日

吉井町千年地区に特定郵便局設置の請願(稲富綾人君紹介)(第八一三号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員選任に関する件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

法律案(内閣提出第二六号)

○松前委員長 これより會議を開きます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、これらの四案を一括議題として、前会に引き続き質疑を行います。御質疑はありますか。――御質疑もないようでありますので、右四案につきましましてこれにて質疑を終りた

と存じます。これより右四案について順次討論、採決に入りたいと存じます。まず簡易生命保険法の一部を改正する法律案について討論に入りたいと思ひます。が、本案につきましまして各派共同提案になる修正案が提出されておりますので、まず提出者より提出趣旨の説明を求めます。橋本登美三郎君。

○橋本(登)委員 私は各派を代表いたしまして、簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対し、修正案を提出いたしたいと存じます。まず修正案文を朗読いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する等三十一條第二項の改正規定中第四号を削る。

すなわち、政府は簡易生命保険法第三十一條を改正いたしましたので、年令十才未満の者を保険金の倍額支払ひの対

象から除外しようとしておりますが、これを修正いたしましたので、不慮の事故等で死亡した場合には、十才未満の者でもこれまで同様に倍額を支払ふことにいたしたいのであります。政府提出の資料によりますれば、十才未満の者に対する倍額支払ひのために特に必要とする金額は、昭和二十八年年度において二千八百八十万円程度であり、支払い実施後の実績を見ますと、全倍額支払額に對する十才未満者の支払額の割合は、二十六年度四三%、二十七年二七%、二十八年度二三%というように漸次減少を示しておりました。政府の言うように、金額そのものは増加の趨勢にあるといはしめても、その相対的比率はむしろ減少の傾向にあるのであります。

そもそも特別料金を取らないで倍額を支払い制度を始めた趣旨は、サービスの本旨とするものでありまして、しかもそのサービスの内容は年令等で差別をつけることなく、条件を具備したものは一律にこれを取り扱つて今日に至つたものであります。従ひまして特別の事由のない限り、このサービスをそのままの形で續けて参ることが、国営事業に對する国民の信頼に沿ふやうであると思ふべきであります。政府の説明やその提出資料からは、本改正を適當とする十分な理由を認めがたいのであります。将来倍額支払ひ制度を実施することが全保険者の利益に反するようになり、この事実が顯著になりましました場合には、現行の倍額支払

い制度自体が検討の対象となるべきでありまして、そのときにはあらためて特別料金を附加するか、あるいは制度そのものを全廃すべきかの問題を慎重に検討すべきものであると思ふのであります。支払い開始後四年足らずの今日、十分なる理由なくしてサービスに差別を来たすような改正を加へること、国営事業としてやや率の感があり、事業の伸張にも重大なる影響を及ぼすおそれがありますので、本修正案を勸議として提出いたしました次第であります。各位の御賛成を希望してやみません。

○松前委員長 これにて修正案の趣旨を明はりました。次に原案並びに修正案を一括して討論に付します。

○松井委員 ただいま議題になつております簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきましましては、原案並びに修正案については討論を省略して、直ちに採決に入られんことを望みます。その動議を提出いたします。

○松前委員長 ただいまの松井君の動議のごとく、原案並びに修正案につきましまして討論を省略して、直ちに採決することに御異議はございませんか、

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○松前委員長 御異議なしと認めまして、直ちに採決に入ります。

まず各派共同提案になる修正案より採決いたします。本修正案に賛成する諸君の御起立を求めます。

○松前委員長 起立議員。よつて本修正案は可決されました。

次に、右修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○松前委員長 起立議員。よつて本案は修正議決せられました。井手以誠君。

○井手委員 私はただいま修正議決されました簡易生命保険法の一部を改正する法律案に對しまして、各派を代表して附帯決議を付する動議を提出いたしたいと思ひます。

附帯決議

最近の經濟情勢の推移と國民の熾烈な要望にかんがみ政府は出来るだけ早い機会に保険金最高制限額を引上げるよう措置すべきである。すなわち、第十九国会において、簡易生命保険の保険金最高制限額を八万円から十三万円に引上げようとする政府提出の法律案審査の際、最近の經濟事情の推移から見て、十三万円では低きに過ぎるから、二十万円に修正すべきとの意見が強かつたのであります。が、諸般の事情によつて十五万円に修正いたしましたのであります。その際附帯決議を付して、早い機会にこの最高制限額の引き上げ方を再考するよう政府の反省を促しておいたのであります。ところがいまだこの最高制限額の引き上げが実施されてないのは、最近の經濟情勢の推移から見、また國民の熾烈な要望から考えても、まことに遺憾

に存じますので、再び附帯決議を付したいと思つております。各位の御賛成をお願いする次第でございます。

○松前委員長 ただいま井手君より提案されました附帯決議を付するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○松前委員長 起立総員。よつて本附帯決議を付するに決定いたしました。次に郵便年金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題として討論に付します。

○松井委員 ただいま上程になりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案外二件につきましては、討論を省略し、直ちに採決せられんことを望みます。

○松前委員長 ただいまの松井君の動議のごとく、右三法律案につきましては討論を省略して、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議ないものと認めまして、右三法律案につきましては討論を省略して、直ちに採決いたします。

郵便年金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、この三法律案をいずれも原案通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議ないものと認めまして、右三法律案は、いずれも原案通り可決いたしました。

なおただいま修正議決または可決されました四法律案の委員会報告書の作

成並びに提出手続等につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

○松前委員長 この際、小委員会の設置に関する件につきましてお諮りをいたします。本委員会といたしまして、本会期中、第一、簡易生命保険及び郵便年金制度の調査に関する小委員会、第二、放送事業の調査に関する小委員会、第三、電気通信事業の調査に関する小委員会、以上三小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議ないものと認めまして、さよう決します。

○橋本(登)委員 ただいま設置を決定されました三つの小委員会の小委員の員数はそれぞれ八名とし、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に一任いたしたいと存じますので、御賛成願います。

○松前委員長 ただいまの橋本君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議ないものと認め、さよう決しました。

そこで委員長より各小委員会の小委員の方々を御指名いたします。第一の簡易生命保険及び郵便年金制度の調査に関する小委員といたしまして、

竹内 俊吉君 広瀬 正雄君
森本 靖君 前田榮之助君
中垣 国男君 太田 正孝君
佐々木更三君 松井 政吉君
第二の放送事業の調査に関する小委員といたしまして、

濱地 文平君 橋本登美三郎君
塚田十一郎君 松井 政吉君

齋藤 憲三君 成田 知己君
八木 一男君 三輪 寿壮君
第三の電気通信事業の調査に関する小委員といたしまして

橋本登美三郎君 広瀬 正雄君
中垣 国男君 松井 政吉君
齋藤 憲三君 原 茂君
井手 以誠君 前田榮之助君

以上のごとく御指名致します。なお小委員長につきましては追つて指名することとし、公報をもってお知らせいたします。

本日はこの程度にとどめます。次回は公報をもってお知らせいたしますこととし、本日はこれにて散会いたします。
午後二時十三分散会

〔参照〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕